

瀬戸市告示第 23 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので、瀬戸市会計規則第 7 条の 3 第 2 項の規定により告示する。

平成 29 年 3 月 31 日

瀬戸市長 伊藤保徳

1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

ヤフー株式会社

東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

2 指定代理納付者に納付させる歳入

- (1) 市県民税（普通徴収）
- (2) 固定資産税及び都市計画税
- (3) 軽自動車税

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。